

監査委員公表第580号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により、次のとおり公表する。

平成27年9月1日

大分県監査委員	米	濱	光	郎
大分県監査委員	柳	井	貞	美
大分県監査委員	御	手	洗	吉
大分県監査委員	玉	田	輝	義

第1 監査の概要

1 監査の対象

平成26年度における財務に関する事務の執行

2 監査の実施

知事部局の18地方機関（県税事務所及び土木事務所）、企業局及び病院局について、平成27年4月7日から7月8日までの期間において実施した。

なお、監査対象機関ごとの実施日は、第2の3に示す表のとおりである。

3 監査の主眼

財務に関する事務の執行について、公平・公正な立場で、基本となる会計・経理の正確性、合規性はもとより事務事業の経済性、効率性及び有効性の観点からも、より実効性の上がる監査を実施した。

第2 監査の結果

監査を実施した20機関の財務に関する事務の執行について、下表に示すとおり9機関において、13件の注意事項があった。

その他の11機関においては、指摘事項又は注意事項に該当する事項はなく、財務に関する事務が概ね適正に執行されたものと認められた。

なお、指摘事項と注意事項の区分は以下のとおりである。

(1) 指摘事項

是正又は改善を要するものとして、文書により厳重に注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が重大なもの
- ②故意又は重大な過失が認められるもの
- ③事務処理等が著しく適正を欠くもの
- ④著しく経済性、効率性、有効性に欠けるもの

(2) 注意事項

是正又は改善を要するものとして、文書により注意することが適当と認められるもので、概ね次に該当するもの

- ①違法又は不当な事項で、その程度が比較的軽微なもの
- ②過失が認められるもの
- ③事務処理等が適正を欠くもの
- ④経済性、効率性、有効性に欠けるもの

1 指摘事項

なし

2 注意事項

監査対象機関	監 査 結 果
(総務部)	
別府県税事務所	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
大分県税事務所	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
(土木建築部)	
別府土木事務所	① 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。 ② 別府港県営2号上屋の消防設備点検業務委託において、自動火災報知設備が平成25年3月の点検以降、複数回の点検で「不良」と判定されているにもかかわらず、修理等の対応を取っていない事例が認められた。 ③ 公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
大分土木事務所	長期継続契約による給付は各年度における予算の範囲内において受けるべきところ、路面維持補修業務委託において、当該年度の予算を超えて作業を実施させている事例が認められた。
佐伯土木事務所	備品の管理について、備品管理システムによる備品使用簿の整備を行っていないなどの事例が認められた。
竹田土木事務所	① 通勤手当について、休暇の取得により月の初日から末日まで通勤の事実がないにもかかわらず、当該月分の手当を支給していた事例が認められた。 ② 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。
中津土木事務所	舗装新設工事において、アスファルト殻の産廃処分量の集計を誤ったために変更設計額が過小となっている事例が認められた。
宇佐土木事務所	公用車に損害を生じさせた事例が認められた。
(病院局)	
病院局	① 住居手当について、手当支給の始期を誤り、過大に支出している事例が認められた。 ② 医療機器等の備品の処分にあたり、不用品として整理を行わず、会計規程に定める院長等の決裁を経ることなく、売却の検討もなされないまま廃棄している事例が認められた。

3 監査の執行状況

各監査対象機関ごとの監査実施日は、次表のとおりである。

監査対象機関	監 査 実 施 日
別府県税事務所	平成27年6月16日、平成27年7月8日
大分県税事務所	平成27年6月16日から平成27年6月17日まで、平成27年7月7日
佐伯県税事務所	平成27年6月9日、平成27年6月23日

豊後大野県税事務所	平成27年6月10日、平成27年6月23日
日田県税事務所	平成27年6月12日、平成27年7月2日
中津県税事務所	平成27年6月11日、平成27年6月25日
豊後高田土木事務所	平成27年4月9日から平成27年4月10日まで、平成27年5月21日
国東土木事務所	平成27年4月16日から平成27年4月17日まで、平成27年6月2日
別府土木事務所	平成27年4月21日から平成27年4月22日まで、平成27年6月2日
大分土木事務所	平成27年4月21日から平成27年4月23日まで、平成27年6月9日
臼杵土木事務所	平成27年4月7日から平成27年4月8日まで、平成27年5月19日
佐伯土木事務所	平成27年4月14日から平成27年4月15日まで、平成27年5月19日
豊後大野土木事務所	平成27年4月7日から平成27年4月8日まで、平成27年4月21日
竹田土木事務所	平成27年4月7日から平成27年4月8日まで、平成27年4月21日
玖珠土木事務所	平成27年4月16日から平成27年4月17日まで、平成27年5月25日
日田土木事務所	平成27年4月14日から平成27年4月15日まで、平成27年5月25日
中津土木事務所	平成27年4月9日から平成27年4月10日まで、平成27年4月23日
宇佐土木事務所	平成27年4月16日から平成27年4月17日まで、平成27年5月21日
企業局	平成27年6月2日から平成27年6月4日まで、平成27年6月24日
病院局	平成27年6月2日から平成27年6月4日まで、平成27年6月24日